

第1節 移り変わるまち

変容する京浜臨海部

素材型産業空間から多機能な都市空間へ
今、京浜臨海部は生まれ変わろうとしている

昭和30年代から40年代前半の京浜臨海部工業地帯は、わが国重化学工業の拠点として、日本の高度経済成長を支えてきた。その頃は同時に人やモノが集積する京浜臨海部が、港とならんで横浜を支えていた時期でもある。

しかし、40年代後半にはいり、公害問題の深刻化、工業等制限法(※①)などによる工業立地規制の強化、オイルショック、産業構造の転換などの時代の流れのなかで、京浜臨海部工業地帯も大きな変化を余儀なくされた。

45年と60年を比較してみると、事業所数では全市30%増にたいし、京浜臨海部工業地帯19%減。また、従業員数で見ると、全市17%減にたいし、京浜臨海部工業地帯40%減になっている。また、人口の面からみても、鶴見区と神奈川區をあわせて、45年には全市の21%をしめていたが、60年には15%におちており、この地域の変化がいかに大きかったかが分かる。

しかし、衰退傾向にあった京浜臨海部工業地帯もようやく再生にむかいつつある。重厚長

大「型産業から、軽薄短小」型産業へ、素材型産業から高加工型産業へという流れをとり、いかつての大工場が、ハイテク工場や研究施設などへ生まれ変わる計画が進みつつある。

また、東京圏への人口の再集中のなかで、住宅地、工場跡地の再開発によるマンション立地が進み、ずつと減少傾向にあった鶴見区の人口は57年より増加に転じ、再び25万人台にせまらつつある。

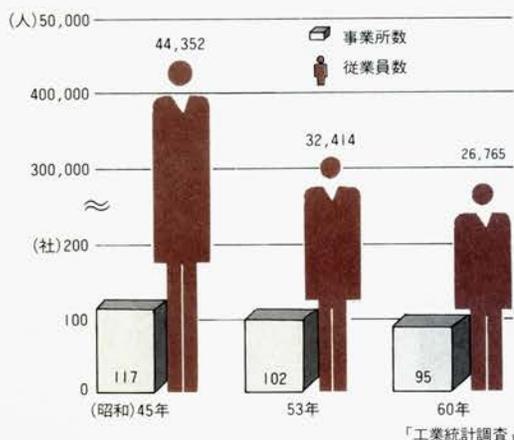
京浜臨海部は、多様な機能をもつ横浜のひとつの拠点地区として、今、生まれ変わろうとしているのである。

※ひとくちメモ① 工業等制限法

工業などの地方分散をはかるために昭和34年に制定された、「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」の略。横浜市は京浜臨海部をふくめ、地域の約半分が制限区域に指定され、工場などの新設および増設が制限されている。「工業再配置促進法」(47年制定)、「工場立地法」(34年制定)とともに工業制限三法とよばれる。

■京浜臨海部工業地帯の事業所数及び従業員数

(注)京浜臨海部工業地帯＝高速横浜羽田空港線より海側の工業地域及び工業専用地域



多様な機能をもつ横浜のひとつの拠点地区、京浜コンビナート